

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育総務課
委託業務名	大津市立小・中学校給食用リフト保守点検業務
委託業務場所	大津市南小松ほか
概要	給食用リフトの保守点検
契約期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	3,194,400円
契約の相手方	[所在地]京都市上京区智恵光院通丸太町上ル西院町747番地の32 [名称]クマリフト株式会社 京都営業所
契約相手方の選定理由	当該業者は、給食用リフトの製造業者であり、製造業者が給食用リフトの構造を最も熟知していることから、より安全を考慮した維持管理ができる。また、仮に保守点検業務を別業者に委託した場合、故障・事故等が発生した際に製造業者と保守点検業者との間で過失責任が不明確となることから、当業務における瑕疵担保責任を明確にするため、本設備の製造業者である当該業者を選定した。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。